

大分市自治基本条例検討委員会 第3回部会代表者会議 議事録

日 時 平成23年5月13日(金) 10:00～11:30

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

【委員】

川辺 正行、島岡 成治、秦 政博の各委員(計3名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、
同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛、同主任 森田 俊介
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛隆見、同主幹 渡邊信司)
議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、
広聴広報課主任 小野 貴史、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典
(統括者、副統括者を除く:計3名)

【オブザーバー】

総務課法制室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、
同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存、同主事 山崎 敏生
(計6名)

【傍聴者】

無

次 第

1. 開会
2. 部会長あいさつ
 - (1)意見の論点整理について
 - (2)その他

< 第3回 部会代表者会議 >

事務局

おはようございます。定刻より若干早いのですが、ただ今より第3回部会代表者会議を開会いたします。まずお断りになりますが、本日は全ての部会長さんにお集まりいただくということで日程の調整をさせていただいておりましたが、執行機関・議会部会の部会長さんと、市民部会の部会長さんから欠席の連絡が急きょありましたので、大変申し訳ありませんが、本日お2人は欠席でございます。

なお、部会長さんには事前に本日の論点について、ご説明をさせていただきまして了解をいただいておりますことと、ご本人から本日の部会代表者会議で論点の協議を行わなければ、6月8日に予定をさせていただいております全体会が開催できないということで、是非とも部会代表者会議を開催してほしいというご要望がありましたことから、本日は3部会長さんのみで協議をお願いさせていただければと思います。それでは大変申し訳ありませんが、部会長さんに議事の進行をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

部会長

はい。それでは、おはようございます。どういうことで私はここに座っているのかよく分からない状況ですけど、急きょこういう状況になったということで、少し寂しいのですけれども、今日やらなければもうやる機会がないということでございますので、お集まりをいただいたということのようでございます。

論点の整理ということで、前々から出ておりますいくつかの論点について、事務局の方で整理の事務が進んだということで、今日それについての審議をすると、こういう段取りでございます。ごくごく身内みたいな関係でございますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。では、事務局どうぞ。

事務局

はい。それでは、早速論点についてですけど、お手元にお配りしたA4縦のペーパー、「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)の論点について」をご覧ください。

論点と思われるもの6つと、その他として1つ、計7つほど挙げさせていただいております。それでは順番に資料を説明させていただきながら、その都度ご意見をいただければと思います。

まず、始めに1.「自治」と「まちづくり」についてということで、これにつきましては、前回理念部会でご議論いただいた検討結果として、前文についてはこれまでの検討結果について資料を作成させていただいております。本日部会長さんが見えですけども、これにつきましては事務局の方でこれまでの経緯等を説明させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局

それでは、「資料1」のご説明をいたします。「資料1」でございますが、表側に現行の「目的」、「基本理念」、「基本原則」、裏にその調整をしたものをお示ししております。この資料は、先程ご案内しました4月20日の理念部会のご議論の際に用いたものでございます。この資料を作成するに至った経緯ですが、3月29日の全体会におきまして副委員長より、大分市の条例案については「自治の実現」を目的にしているにもかかわらず、基本理念の条文に「まちづくり

を行うことを自治の基本理念とする」というフレーズが見られますように、条文中に「まちづくり」と「自治」が混在して、その関係性が分かりづらくなっているのではないかと、といったご指摘がございました。

また、副委員長より分かりやすい表現のサンプルといたしまして、「市民が主体となって自治を基本としてまちづくりを行っていく」と、大分市の条例案と同じ方向性を持ち、より分かりやすいのではないかとということで、札幌市の自治基本条例との比較表をお示しいただいたところでございます。理念部会におきましても、これまで小学校高学年でも分かるようにということで議論をしてきておりましたが、分かりにくいというご意見がある以上、条文がよりスムーズに流れるように一度整理をする必要があるということですので、調整案としての資料を基にご議論をいただいております。

まず、「資料1」の現行案の「目的」のところをご覧ください。アンダーラインのところ、「この条例は」を主語にして、「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」これを述語としております。このことから、現在の案が「市民主体の自治の実現」を最終目標としており、これまで概ねご理解をいただいていることと思いますが、この条例は本市のまちづくりの仕組みを作るものである、という議論と合致して定義されていることがお分かりいただけだと思います。

その「目的」の中で、課題と思われた点についてご説明します。これまで理念部会のご議論の中で明らかにするもの、「目的」の1行目にあります、明らかにするものとして最も重要なものは「原則である」という議論がありましたことから、1行目の文章中に当初あった「自治の基本理念」というフレーズを削除した経緯がございました。これにより文章自体はすっきりしたと考えておりましたが、結果といたしまして、「目的」の中から「自治の基本理念」がなく「基本原則」のみが残っていると、このようなことになると「目的」から後の第3条の「基本理念」と、第4条の「基本原則」にスムーズに流れない要因となっているのではないかと、というふうに思われましたので、調整案では赤で示しております「資本理念」という表現を文章中に復活させてみました。

2点目の調整ですが、「市民、議会及び議長等の役割」、「行政運営の方法」、「市民参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより」という青字で書かれた部分ですが、この内容自体は間違ったことを述べている訳ではないのですが、「自治の基本となる事項」という表現が堅いということであること、また第3条、第4条で出てくる「まちづくり」という言葉が「目的」にはまったく出てこないということで、後段への連続性を感じづらいということが、分かりにくさという意見に繋がっているのではないかとおっしゃったので、調整案ではこの「自治の基本となる事項」を「まちづくり」と変えてみました。調整案をご覧くださいたいのですが、これにより「目的」の中で市民主体によるまちづくりを行いながら、最終的には「市民主体による自治の実現を図る」というこのコンセプトが明確になり、第3条「基本理念」と第4条「基本原則」の整合性が図られるのではないかと考えました。

次に、「基本理念」でございますが、「目的」を今ご説明いたしましたように整理いたしましたことから、この調整案の「目的」を前提とするのであれば、「基本理念」そのものは現行案のままで良いのではないかと考えました。

と申しますのも、「目的」の中に基本理念という言葉復活させたこと、また、「まちづくり」という言葉を使ったことで、第3条の「まちづくり」という表現等に繋がっていく連続性が生まれたと考えたからでございます。

次に「基本原則」でございますが、先程の「目的」を修正したことによりまして、「基本原則」は各項目にある「まちづくり」のルールを基礎とする「自治の原則」であると、そしてその取組みが進むことで、最終目標である「市民主体の自治の実現が図られる」という整理をすることにより、分かりづらさが薄くなったのではないかと考えました。ただ、調整した箇所として「次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする」というフレーズに若干の回りくどさを感じたこと、また「目的」の中でも「自治の基本原則」という記述をしていることございまして、調整案では「次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする」という表現にしてみました。この調整案をたたき台として理念部会の皆さんにご議論いただき、委員の皆さんからはこの考え方で、部会代表者会議、全体会の会議に提案してはどうかというご意見をいただきましたので、次回の全体会の方にもこの資料で説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

部会長 ありがとうございます。1の についての事務局の説明でございましたが、部会長、何か付け加えがございでしょうか？

部会長 いえ、今の段階では特に。

部会長 よろしいですか。

部会長 はい。

部会長 ご質問はございませんか。部会長。

部会長 まだ私全部頭の中に入っていない状況なので、何とも言えないところがあるのですけれど。

部会長 「自治」と「まちづくり」との関わりについての整合性を図るという言葉が調整の一番大きな課題であったということで、「まちづくり」という文言を何箇所かに配置したということで、中身としては変わらないけれども、よりこれが明確に分かりやすく、よい表現になったと、こういうことですね。特にご異議がなければ、これをもって全体会に部会代表者会議として了承したということで持ち出す、そういうことでよろしいですか。

部会長 よく分からないところが随分あって、「自治」ということと「まちづくり」との間の関係みたいなものを、今どう明確に示しているかという点では何となくまだモヤモヤとしていて、この条例のそもそも名前は自治基本条例なのか、まちづくり基本条例なのかということはあると思いますけれども、何を決めるのかということに関して言えば「まちづくり」全部ではないということですね。

	<p>だから、ここの「目的」のところでも第1条の「目的」の修正案で「市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参画その他のまちづくりの基本となる事項」ということですが、その「まちづくり」の基本となる事項というのが一体どの範囲を示しているのか、「まちづくり」の中でどういう範囲を示しているのか。多分「まちづくり」全てではなくて、具体的な内容はこの中には入らないと思っているのですが、そこのところももう一つ今あるのだけでは、全体を読めばもう少し分かるのかもしれませんが、何となく分かりづらいなという感じがしてはいるのですけれど。</p>
部会長	<p>それについて、事務局の説明はありますか。例えば、「まちづくり」の基本事項というのはいく何を指すのかと、「まちづくり」全体が自治全体、「まちづくり」のイコールではないのではないかと、というふうなご意見でございますけれども。</p>
事務局	<p>理念部会の中でも、やはり部会長さんもおっしゃいましたように「自治」と「まちづくり」については、そもそも「まちづくり」という言葉は分かりにくいのではないかとということも議論の中に上がっております。ただ現在の「まちづくり」という言葉自体が、広くソフト的な、ハードではないソフト的な市民の活動であったり、行政も含めまして大分市を良くしていこうという、そういう取組みに意味合いをシフトしている。そして、その総体が自治に繋がっていくというようなイメージではないかと。また、「自治」と「まちづくり」というのも、ほぼ意味合いとしては同じようなものではないかと、そういうことであれば、より市民の問いとして見た時に全体の流れが分かりやすくなるようにということで調整をしたところでございます。イメージとしては、その「まちづくり」に取組みながら、大分市の「自治」が進んでいると、そういうような流れになってきてもよいのではないかとということで、こういった調整をしてみました。</p>
部会長	<p>そういうことだそうです。</p>
部会長	<p>私は建築が専門なので、「まち」と言った時には両方考える訳ですよ、ソフトとハードと。両面があって初めて「まちづくり」かなという感じがしているので、ソフトだけの問題ではないだろうと、「まちづくり」というとですね。だから、その広がりで考えると、それを全てここで問題にしている訳ではないので、何か「まちづくり」の基本といったその範囲みたいなものが少し分かるとういかなあと、私の感覚ではですね。「まちづくり」というのは、あくまで「まち」で、もちろんソフトが大事だということはずっと言われてきているのですけれども、ではハードはどうでもよいのか。そんなことは決してなくて、それは両面平行して展開していかなければいけない、ということかなというふうに思いますので、少しそのあたりがもう少し分かりやすくなってもよいかなとは思いますが、色々ご苦労されてこうなっているのだろうなというのは思いますから、だからどうしたらよいのかと言われると、前後を通して見ていかなないと私自身も分からないところがあります。</p>

部会長	<p>ソフト的なものに限定するのはいかがか、というご意向のようでございますけれども、部会長さん、このへんは議論としてどうだったのですか。</p>
部会長	<p>後で説明があるかもしれませんが、前文の議論は随分やったのですね、このメンバーで。「まちづくり」か「自治」か、という言葉の選択の問題はあまり議論していないのですね。それで、この前の委員会の時にかなり強い形でそれが出てきて少し面食らったのですけれど、その辺は言葉の選択の問題として別に考える必要があるのではないかということと、それから前文のトーンというのは色々な意見がたくさんあって、それを整理しないままここまできているのですけれども、そもそもそれをきちんとしないといけないなということと両方ある訳ですね。だから、その辺について今日はどういうふうに捌くのですかね。</p>
事務局	<p>前回の理念部会におきましても、部会長さんが言われたような意味合いでもって、委員さんの方から「まちづくり」という定義をどういうふうに捉えるのか、というのが1つポイントになるというふうな意見が出ました。その中で、札幌市の自治基本条例につきましては、口頭で申し上げますけれども、「まちづくりとは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体を言う」と定義をされています。そこで出た意見としましては、委員が、ここの定義っていうのが、殆ど大体イメージ的には表しているのではなかろうかなと。</p> <p>そして、そうすれば「自治」と「まちづくり」という流れの中で、こういう形で調整はしてきているのですが、当然全体会の中で部会長が言われたように、定義の中で「まちづくり」というのがある程度イメージできるような、大分市としての定義を定める必要性が出てくるかもしれない、というふうな意見を言われております。ですから、「まちづくり」とはどこまでを指すのか、というのは非常に難しいところがありますけれども、「まちづくり」とは、大体こういうことを言うのですよ、という形でお示しをするという必要性があれば、定義というものをやはり考えていく必要性がそこに出てくるのかなというふうに考えています。</p> <p>ですから、全体会の中で大体「自治」と「まちづくり」の流れが整理はされてきていますが、それでは「まちづくり」とはどういうことなのか、という形で質問が出た時に定義をするかしないか、という話になろうかと思えます。今日までは「まちづくり」というのを定義しますと、逆にそれが固定化されてしまうという意味合いで説明をしてきましたけれども、よろしくないのではないかと、もう少し具体的にイメージできる方がよいのではないかと、という意見が出れば、また全体会でご議論いただいて、大体こういうことを「まちづくり」と言うのですよ、という形で定義をするかしないか、というふうなご論議をいただければよいのではないかなと思っています。</p> <p>当然のことながら、ソフト面だけに限るとというのがまちづくりではないと思っています。部会長さんが言われたように、ハード面も公共的な活動の中に当然入ってくると思っていますので、そういった意味で「まちづくり」という定義をどういうふうに捉えていくのか、というのがまた次の論点になってくるの</p>

<p>部会長</p>	<p>かなと思っています。</p> <p>ただし、自治基本条例は事細かに表すことが出来ませんので、逐条解説や、こういうふうな定義を入れるかどうかという中で、「まちづくり」や、「自治」というイメージを捉えていただくということが、今後必要になってくるのかなと思っています。そういう面では、最終的に定義の中に入れるのかどうか、そのあたりもまた全体会での議論の1つになってくるのではないかと、というふう</p> <p>に受け止めております。</p> <p>易しくしたが故に厳密さを欠いたということでは意味がないからですね、そういう意味で全体会の議論の1つのテーマとして、「まちづくり」ということについて、それを調整案の中に「まちづくり」の基本とはこのようなものだということは書けないでしょうね。だから、それを逐条解説等で共通理解を得た上で、逐条解説で定義付けるのかどうなのか、ということで議論の展開をすると、そういうことでよろしいですか。</p> <p>そういうことで、この論点の については全体会に持ち込むと。原則としてはこのままでいくけれども、そうした附則事項をつけて持ち込むということ</p> <p>でよろしいですか。</p>
<p>各部会長</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、そういうことでこの件は終わりたいと思います。では次、前文についてどうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは前文の「資料2」、フロー図についてご説明をいたします。自治基本条例の検討委員会の各部会のご議論は、当初から事務局でその都度整理したものを全体会でもお示ししてまいりましたので、委員の皆様にはそれぞれの部会でどのようなご議論をしてきたか、概ねご理解をいただいているものと捉えておりましたが、理念部会以外の部会委員さん方から、前文に対するご意見をお聴きしますと、必ずしも理念部会の前文に関わる議論の内容が皆さんに十分に伝わっていないのではないかと、思われましたので、このような1枚紙でのフロー図を作成しました。</p> <p>まず、順番に申し上げますと、左側の一番上の四角ですね、理念部会では前文を検討していくにあたって、まず参考となる定型のパターンがないか、ということ</p> <p>を他都市の条例を参考に検証しております。結果として、故郷を誇りにする気持ちや、条例を作っていこうという決意といった项目的な類似点を見出すことはできたのですが、定型的文章がなかったもの</p> <p>ですから、6人の部会委員さんがそれぞれ私案を持ち寄り議論することにしました。ただ、この時にむやみに文章を作ってもバラバラなものしかできませんので、緑のところ</p> <p>に吹き出しでありますけれども、前文を見た人が大分市やこの条例に興味をもってくれるようなものを考えましょう、という考え方を基本的なコンセプトとして一回目の案を持ち寄っていただきました。</p> <p>第一回目の案を持ち寄った際には、その下の四角の所にあるような大分市の魅力が謳われるべきであるとか、この条例を制定するという大分市民の覚悟を</p>

述べる必要があると、そのようなご意見が出されました。

また、この中で基本的に前文とはどういう形にしていくべきかというスタイルについても、皆さんの中でコンセンサスが醸成されてまいりました。それが、下段の青い枠内のものがございます。この時に、文章は簡潔に短くしよう、また市民が作る条例であるということを主張するために主語は「わたし達大分市民」であるようにしよう、また中学生が理解できるような文章にしよう。最後に以下の4段落、第1段落は大分市への想いや、2段落目に大分市の優れた点、3段落、4段落が、ふるさと大分市を未来へ繋げていく、市民が条例を作るという決意、そういう4段落で構成しようというところで、また再度6人の委員がそれぞれに私案を持ち寄ってご議論をさせていただいております。その時の意見を右側上段にお示ししておりますが、かなりのご意見が出ております。

ただし、文章は簡潔に短くということもございましたので、全て色分けをしておりますが、段落ごとのコンセプトに沿ったものを最終的に集約して、今現在の前文にまとめたという形になっております。今まで、全体会の中でも多くの委員さんから前文に対する意見が出されてきておりますが、理念部会の中ではこの右側上段の中にイメージが近いものが多い、という捉え方をしているところだと思います。ただ、対案をお示した委員さんの中から、理念部会案では弱いと思われた「誓う」というフレーズを取り入れると、そういった取組みなどは行っております。

そうは申しましても、全委員さんが、理念部会がどのようなご議論を基に今の前文を作りあげてきたかというのは、最初に申しあげましたとおり十分に把握しきれていないのも現実であろうと思われまことから、前文の設計図とも言えるこのフロー図を全体会でもお示しして、全委員さんで前文に何が必要か、どのような表現をすればより良いものになっていくのか、というようなご議論をいただければと考えております。以上でございます。

部会長

補足しますと、この文章の出来、不出来は別として、前文というものに期待する我々の想いというのが、何とか短い文章で充実したもので作りあげたいという意欲がまずあった。それは、先程話が出たようにソフトをどうする、ハードをどうするということの他に、市民が先頭に立ってやっていくということを考えると、その市民がいかに前向きな気持ちで取り組んでくれるのか、そういう意欲がレベルを上げる呼びかけとして、この前文というのを生かして読んでもらう導入項とすべきではないかと、そういうふうなことを期待して色々議論してきたのですね。

そういうことで、皆が意見を言いますと非常にかさ張ったものになるものですから、それをまた修復するとか、色々手を加えてきたのですけれども、その辺の議論の過程というのはあまり外には流れていないかと思うので、色々なご意見があると思うのですけれども。ただ、そういう市民に呼びかける期待感を表したものであって欲しい、というところが最大のポイントなのです。そういうようなことで理念部会案ができました。

部会長

部会長、何かありますか。

部会長

3人しかいない中で少数意見なのかなと思うのですが、少しだけ述べたいことがあるのですけれども。私が言ってよいのかどうか、ただどこかでそういう同じような意見を言われているパブリックコメントだったか何かだったのですが、ずっと気になるのは「十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし」というところです。

これに対しては異論が随分あって、歴史的に見た時にですね、それを何故この所だけ特に取り上げるのか。もちろん歴史の中でそれも1つの歴史ですし、その上に古代に豊後の国の国府が置かれていたという所だということがありますし、今近代とか現在のこととか書かれてあるのですが、それも含めて私達の先人、たくさんの方々がいらっしゃいますから、それを誇りに思って受け継ぐということに関しては、私でも是非そうしたいと思いますけれども、やはり大友宗麟だと思うのですが、殊更に挙げるというのはどうなのかなという躊躇が私自身の中にはあります。

と言うのは、今、私達がまちづくりの中で市民が参画して、地域が力をつけていくというようなまちづくりをしなければいけない。地域の地域力みたいなものが培われていかないといけないと、歴史的に見たらですね、私も歴史の見方はまだ浅薄で浅いのかもしれませんけれども、どうもやはり力がついていない、大友の時代はですね。中世の終わりに、中世の城下町ができましたけれど、より短い間に繁栄、もちろん把握されて色々なものが出ていますし、当時の繁栄ぶりってというのはよく分かりますし、南蛮貿易で大友家も、それからその周辺にいた方も随分莫大な富を得たのでしょうが、それが後の時代に残らなかったという所があって、そこで躊躇してしまう訳ですよ。

だから、そういう意味で小藩分立も含めて全体の歴史を私達が引き受けて、もちろん大友宗麟の意義を全て否定するつもりはないのですけれども、その中の1人として挙げるのがよいのですけれども、古代、近代の話があって、段落を変えてこの16世紀だけが出てきたということに対してどうなのかなと、ずっと躊躇はあるのですが。

でも、これが大分市民の皆さんの総意だと、皆さんそう思っているのだということであれば、特に私はそれに対して、私はそう思うけれどもというくらいで引きたいと思いますが、ただ私の個人的な歴史の観点からすると、もう少し長い歴史、全体の歴史を私達は引き継いでいくべきではないのか。もっと具体的に言うと、今、中心部ってというのは近世城下町ですから、場所がずれている訳ですよ。それ以後、近代以降、明治以降まちが変化してきたところもあって、そんなことも含めてその歴史として受け継いでいく。もちろんその元には自然を含めてですけれども、そういうことが必要かなと。

ただ、一般市民としてはそういう偉い殿様が居たというのは、分かりやすいと言えば分かりやすいのかもしれませんけれども、実際の私達が今直面している地域のまちづくりと照らした時にどうなのかなという、その方法にしてもですね。というような、個人的な見解を持っておりますが、これは皆さんの総意で決めていただきたい。ただ私一人ではなく、パブリックコメントで同じようなことを書かれている方もいらっしゃったので、多分そういうふうに思っている方もいらっしゃるのかなと思います。

部会長	<p>16世紀だけじゃないよと、ずっと続いてきたからそれだけの成果があったのではないか、という意見もあったのですよね。最近、辻野先生が大分学に取り組まれて本2冊目も既に出ていますし、それを見てびっくりすることは大友宗麟がどうこうというよりも、16世紀の大分が豊後という地域名で九州の殆どの部分をカバーするような形でヨーロッパに残っている、ということを意外と大分生まれの生粋の大分の方があまりご存知ないのかなと。</p>
部会長	<p>知らないことはないと思います。</p>
部会長	<p>その九州の地図に豊後と書いてあるその大きさですよ。それをどう評価するかということなのですけれども、今までそういう評価はあまりされてこなかったから、大分市民というのはあまりそういうことを人に吹聴するとかそういうことがなかったのではないかと思うのですけれども、どうなのですかね。</p>
部会長	<p>難しいですが、やはり後の歴史というのがあって、そこで大友氏の繁栄が残っていれば、その後の地域経済等で残っていれば多少違うのでしょうかけれども、多分それが残らなかったところということが引っかかっているのだと思うのですよ。</p>
部会長	<p>残らなかったのか、残そうという努力が足りなかったのか、残そうとしなかったのか。</p>
部会長	<p>残そうとした努力が足りなかったのは、私は誰かと言うと大友氏ですよ。問題があったのは。</p>
部会長	<p>だから16世紀の大友という名前を出すのがよいのかどうか、少し引っかかるところがありますけれども、その前にも色々あることはあるのですよね。亀塚古墳は前方後円墳で立派なものですね。</p>
部会長	<p>歴史は部会長がお詳しいから、よくご存知だと思うのですけれども、ヨーロッパの中でそれだけ豊後という名前が大きくなった理由は色々あって、やはりキリスト教を保護していると。ヨーロッパに取ってみれば都合のよい地域の大名ですよ。ですから、そういう意味では大きくヨーロッパの方に喧伝されたであろうということは冷静に見られる訳ですね。それで実際に南蛮との交流をしたということは確かにそうなのですけれども、今の大分の現状、それから今の大分の現代を振り返った時に、そこだけを挙げて大分の歴史にならない。</p> <p>むしろ、その後の小藩分立した時代とか、そういうことを含めて大分あるいは、例えば近世の間に小藩分立したとは言え、小藩分立した一つの理由は、やはり瀬戸内海のもつ港の重要性みたいなものもある訳ですよ。そういう地域的な、もちろんそういう大友氏の時代もそういうことがあったのだらうと思いますけれども、そういう地理的な歴史だとか、そういうことを含めて全て歴史として検証することに関しては、私はとてもよいことだと思うのですけれども、何か少し1個外れたものを外れて見ているような気がしていて、一連の中で評</p>

	<p>価すべきかなという気がしているのですけれども。</p>
部会長	<p>部会長いかがですか。</p>
部会長	<p>はい、歴史の評価の問題というか、そういうふうなことをこの中にどう織り込むかということでしょうけれども、私もかつて大分大学で5、6年、辻野先生のおっしゃるような大分学に似たようなことをやってきた記憶があるのですけれど。今、言われるように、確かにこの時期に特化するのはどうなのか、というふうなご意向は分からないでもないのであります。</p> <p>やはり、歴史のこの継続性から見た時に、一番大分が光ったなといった部分に焦点を当てるとしたらどこかなと言う時には、やはり例えば今の国際化というふうなそういった所に合わせた時には、この16世紀というのが1つの場面になってよいのかなと。それが残らなかったとか、そういうふうな問題はいわゆる歴史の仕業でありまして、例えば前政権のやったことを徹底的に破壊すると、悪の政権をね。と言ったことは歴史の常でありますから、そういった意味で理解をすると、大分の歴史の全部の流れをこの中で言う訳にはいきませんので、全国的な部分を取り上げるとすれば、この部分を一つの大分が抱えた時代がこういうことがあったのですよ、ということで検証の材料にするということもあってよいのかな、とそんな思いがするのですね。他所の時代を探ってみても全く駄目かということ、そんなことはないと思うのです。そんなことはないのですけれども一番分かりやすいと言うか。</p> <p>しかも、今、これが段々と当時の様子が明確になってきている中で、従来文献で知っておいた事とは違う新しい大分の姿がどんどん出てきておりますので、それはそれで理解できるのではないかなと。その当時この平地の中に、例えば大きな町が造られたのは日本全国を見てもあまりないのですよね。だから、そういうふうな歴史的な事実が今、分かってきているということからすると、この時代を一つの大分の代表的な時代として挙げるというの、間違いではないと思うのですけれど。</p> <p>その辺、この前文の中で説明をする時に、説明の仕方が色々あるかと思えますので、そういうご意見が出た時には、また理念部会の方で対応すればよろしいのではないかと、こういうふうに思います。</p> <p>全体として、先程事務局の方から出てきた結論的な事柄は、もう一度皆さん何が言いたいのかということ議論してもらおうと、そういうことですか。</p>
事務局	<p>そうですね、はい。やはり皆さんまだ言い足りていないこととか、今、部会長もおっしゃいましたし、けれども、忌憚のないご意見や、もっとこうすればよくなるよというようなことをやり取りしながらでない、いけないのかなという気がしています。</p>
部会長	<p>ただ、私が今まで前文の議論をかなり全体会の中でして、色んな意見が出て、「私案を作ってきて下さいよ」といった話までしてきて、悪いけれど言い出した方が私案も出さないというふうな場面もあったのではないかなと思うので、それはそれで、私は議論はもう十分尽くされているのではないかなと。だから、</p>

	<p>今ここにある前文を1つの完成に近い形としてもう1回出して、これでいかなものですか、というふうな問いかけをしてよい時期にきているのではないかと思うのですけれども、また繰り返しになって議論百出で結論が出ないというふうなこともいがかかなと。</p>
<p>部会長</p>	<p>私は全体としてこういう文章というのは、これは非常によく考えられてよいと思います。その部分だけです、拘っているのは。だから、その部分も皆さんがこれでよいということであれば、それはそれでよいと思っているのですけれども。全体的には、例えば町の歴史とか自然とか関係ないよという話があったけれど、やはり違うよということで議論されてきたと思うのですよ。それは基本的にはこの姿で進めて行かれたらよいかというふうに思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>私の気持ちとしては、理念部会で作ったから一箇所つついても大したことないなということで遠慮されてしまうと、委員の方全員がこのプロジェクトに参画していただいたのにも関わらず、その参画ということが後に残らないのではないかと。自分達の各章に分かれた部分はやったけれども、全体として共同責任を持てるよというところまで踏み込んだ議論をしていないじゃないかと。</p> <p>やはり、少なくとも前文については、何かやはり皆さんが一言ずつでもよいからとにかく何か言って繋がりを持ってほしいと、そういうふうな気持ちになるのですよね。</p>
<p>部会長</p>	<p>それは分かりました。そういうふうなことで事務局を通じてのご提案というふうなことであれば。しかし、議論が逆戻りしてさっき言ったように、結論が遠くなったというふうなことになる危険性が多分にありますので、そのところは少し、いわゆる予定した形での提案の方がよろしいのではないかと思いますので、いつまで経っても前文にこだわってというふうなことにはならないと思います。今、共同責任ということをおっしゃいましたけれども、私は他の条文でも、前文は特にそうかもしれませんけれども、全体会という会を通してみんな討議をしている訳ですから、みんなこれに参画してこれに共同責任を持って作りあげているという、そういう意識でよいのではないかと思うのですね。特に前文に拘泥するということにならなくてもよろしいのかなと、そんな気持ちであります。分かりました。そういう方向での提案でよいですか、全体会は。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、部会長さんが言われるとおり、実は理念部会の方でもどちらかと言いますと自信を持って作成したという、皆さんそういうお気持ちです。抽象的に、まだ前文が前文がというふうなご意見が聞かれると、もう少しというふうな声が聞かれると。</p> <p>では、どうすればよいのかということで考えたところ、理念部会ではこれだけの作業をして、こういう考え方の下に作り上げましたよと。そうであれば、個別具体的に意見は聞いていますけれども、この中でどこがどういうふうに変えなきゃいけないのか、という意見をしっかりおっしゃって下さいという場面を1回だけはちゃんと作らないと、そこから先に動けないだろうという意味で、担当と理念部会の方と協議をして、こういう形で本日までの経過、考え方をま</p>

	とめさせていただいたというところでございます。
部会長	そういう方向付けをしっかり持って、全体会で事務局として述べていただければ、もめなくてもよいのではないかなと思いますけれども。もめかけたら、私が何か言いますよ、今度は。
部会長	私は全体としては、例えばもし提案をしるというのであれば、2段落目の中に入れたらどうかと。古代、それから16世紀、現代と。それを誇りに思って私達は、という形にしたらどうかというくらいです。だからまったく触れてはだめとかそんなものではありません。それくらいのことです。
部会長	子ども達に誇りを持って「俺は大分市民だ」と言ってもらいたいものですから、今まであまりしっかり教えてもらえなかったようなことも、学ぶきっかけをここで提供できるとよいという気持ちもあるのですけれども。そこまでは言い過ぎですかね。
部会長	それは、歴史という背骨と地域という広がり、そういうふうな組み合わせの中で今我々がある訳ですから、その部分は当然押さえる必要があると思うのですね。 よいですか、そういったことで。それでは、そういったことで前文の取扱いは全体会に持ち込みたいと思います。はい、次にいきます。どうぞ。
事務局	続きまして、「資料3」と右上にお示しをした資料をご覧ください。「人権尊重」というようなことについて、これを盛り込むべきではないかという意見が内部の職員提案という形で出されまして、事務局の方でも、もし入れるとすればどういった形がふさわしいのかということで、また時間をかけながら議論してまいりました。 ここには、こういう形でお示しをしておりますけれども、いくつか考える案としては、例えば、前文に入れることは不可能なのかとか、一つ条文を別立てして、一条立てて謳うことは考えられないかとか色々考えました。 確かに、「人権尊重」ということが非常に重要な根幹にかかるような問題ではあるのですが、この自治基本条例、まちづくり基本条例というものが、まちづくりのルールを作ろうということを主眼に置いた条例でございますので、そういった中に殊更「人権」というのがあまり強調されても、少しバランス的にどうなのかな、ということ根底に置きながら考えさせていただきました。 このお示しした資料というのが、今事務局の中ではこういったことで考えを廻らしておりますという過程の段階に過ぎませんで、それ以外にいくつか案が乱立したような形での提案になっております。事務局として考える案としては、前文にもし入れようとする、前文の体系を崩してしまうので少し難しいのかなと。それと、別条を立てるとということについても、少しそこが強調され過ぎてバランス的に問題があるのではないかと、というふうに考えました結果、あり得る案としては大きく分けて2つになります。 1つ目は、「市民の権利」という中に「人権尊重」の理念を少し盛り込むとい

うことと、2つ目は「多文化共生」、「多様な文化の尊重」という考え方の中に、本来元々ある条文の趣旨と少し外れるとは思いますが、ただ個人を尊重するという意味では共通点があるのかな、ということでここに入れることは不可能でないのかな、ということでいくつか挙げさせていただいております。

ただし、これだけ「多様な文化の尊重」の変更案を5つほど挙げさせていただいているということは、それだけ悩みが多いということの表れかなと思います。ここに強く入れますと、どうしても題名から変わって見出しの部分から変えざるを得ないようなことになりかねないなと。「人権の尊重」というのが表にむしろ出てくるような条文になりかねないのかな、というふうな考えを持っております。

資料を作った個人の意見としては、やはり「市民の権利」の中に少し盛り込むようなことが、一番バランスがよいのではないかなと考えておりますが、今後全体会でお示しする上で、これだけたくさん案を出すと議論もしにくいだろうと思っておりますので、少しこの場でご了解をいただければ、もう少し言葉も精査しながら、少し案を絞ったような形で、ご提案ができる方向にお願いできればなと思っております。

部会長

そうすると、この中で例えば「多様な文化の尊重」というふうなのが5つ書いておりますけれども、事務局としてこのうちのどれを取りたいということがあるのですか。

事務局

そうですね。先ほど申し上げたのですけれども、あまり「人権尊重」というものを強く表現しますと、条文そのものの意味をかなり変えざるを得ないようなことになってまいります。その辺が下の2つの案かなと思っておりますので、なるべく大きなあたりをしないような形でいくと、上の2つくらいをベースに考えられないのかなと思っておりますけれども。ただ「多文化の理解、尊重」ということと、「人権尊重」というものが似ているのですけれども、少し分野の違う言葉かなと思っておりますので、入れようとする少し若干無理やり感があるのかな、という印象が個人的にありますけれど。

事務局

私、市政運営部会を担当させていただいておりますのですけれど、「多様な文化の尊重」というのは、市政運営部会でまとめさせていただいた案で、その中でも、部会長さんがおられますけれど、部会のご議論でいわゆる「人権の尊重」という直接的な言葉での議論はほとんどなかったかなと。これからは、そういういわゆる外国の方とか色々な方がおられるので、そういう方も一緒になってまちづくりに取り組んでいきたいと思います、そういうご意見を踏まえる中で、「多様な文化の尊重」ということになりました。

当然、その根底には「人権」というのがあるのだらうと思うのですけれど、「人権の尊重」というような直接的な言葉で、それを条文に反映というようなつっこんだ議論は正直なかったかと思っております。今説明したように、直接的なフレーズにしますと、見出し自体が「多様な文化の尊重」から「人権の尊重」という形に言葉がどんどん強くなるものですから、部会のご議論等を踏まえますと上3つ、せめて案として挙げるとしても上3つくらいかなと、部会のご議論

	を踏まえるとそういうことになろうかなと思っております。
部会長	他の条例の中に似たようなのがありますか、他の自治体に。
事務局	そうですね。「人権尊重」という言葉を入れた条例は他市にはかなりあります。入れた箇所もそれぞれまちまちと言いますが、基本理念の中に入れているものとか、前文に入れているものもありますし、そういう意味では「人権尊重」の考え方を文章化した条例というのは幾つかございます。
事務局	今日お示しさせていただいていませんけれど、以前そういった形で資料はまとめさせていただいております。今説明させていただいた通り、直接的に「一人ひとりの人権が尊重される」ということを言われているところもあれば、少し柔らかい言い方で入れているところもあつたりと、自治基本条例を作っているところでも、それはまちまちの状況です。
部会長	本当に基本的なことだからね。
部会長	よろしいですか、憲法にありますよね。
事務局	殊更に言わなくても、当然のこととして前提にあるのだろうというふうな考え方も当然持っております。
部会長	どうでしょう、上3つくらいというふうな事務局から話がありましたけれど。
部会長	確認ですが、「市民の権利」の中に入れて、さらに入れるということですか。
事務局	2箇所入れるということは考えておりませんで、「市民の権利」の中でこういった形でもし入れれば、「多様な文化」のところでは入れなくてよいのではないかと思います。
事務局	先ほど個人的にはということで、5条に入れるということがあったのですけれども、事務局としても5条に入れる方が一番じっくりくるのかなと、そういうふうには思っております。
部会長	どうでしょうか、ご意見を伺いたいのですが。
部会長	「人権」というのは、少し昔にさかのぼると随分色々なことがあって、心配をしたり、身構えたりした時期もあったのですけれども、さりげなくベストのところ少し入れておいていただくと、色々な形で生きてくると思うので、私の考えとしては第5条にさりげなく「人権」という言葉、どこかに単語1つ入れておいていただければ一番よいのではないかという気がします。 その下の方の「多様な文化の尊重」にいけますと、「多様な文化の尊重」という観点で「人権問題」はどうなのかなという、少し違和感があるものですから、

	<p>その辺はあまり私としては賛成しないですけど、前の方でいかなものかなと思いますけれど、どうでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>私もそう思います。ただし、私も少し不勉強で「人権」といった時に「個人として尊重される」という表現、これが普通なのですか。「個人として尊重される」、「基本的人権を尊重される」とか「保障される」とかではなくて、「個人として尊重される」という表現は。</p>
<p>事務局</p>	<p>そこは正直言いますと、婉曲表現と言いますか、あまり強い言葉で入れるとそこが目立ちすぎるのかなという気持ちがありまして、直接的な表現を避けているということです。</p>
<p>部会長</p>	<p>ただし、私は、「人権」というものが具体的に援助したり、保護したりとかいう時には個人が相手になっていきますけれど、「人権」というのは個人の問題だけでもないのだからと思うのです。人というのは繋がりの中で生きていますから。だから「個人として尊重される」と言われると、何か少し違う意味にとられるのではないかなという、心配し過ぎなのかも知れませんが。</p> <p>先ほど「基本的人権」という、一時期色々な身構えがあったりとか、思いがあったりとかした時に、個人主義みたいなものと混同するというような側面もあったりと、そういうことではないのではないかなと。一人ひとりの人が、「人権を尊重される」ということは、「個人として」というよりも、その人の「人間性が尊重される」ということで、少し違うのではないかなという気はするのですが。</p>
<p>部会長</p>	<p>色々ご意向はあるかと思いますがけれども、まず部会長さんが言われたように、「多様な文化の尊重」の中でこれを取り扱うというのは、少し場面が違うのではないかなと私もそう思います。部会長さん、その辺はよろしいですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>では、それはそれでそこではなくて、第5条の部分で取り扱うと。さらっと流したらどうかというふうなご意向と、「個人」という言葉がどうも引っかかるということになると、「個」ではなくてこれは「人間」という意味ですね。だから「人」ですね。「個」を取って。「人間」として、当然「人間」であるからには誰でも持っている権利でありますから、「個人」として持っているのではなく、「人」として持っているというような、そういう意味合いにつながるような文面がよいのではないかなと、私はそういうふうに思いますけれども。どうですか事務局、私も含めて3人の意見を考えると。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃる通り、表現によっては「個人主義」というふうにとられ兼ねないというのはごもっともだと思うので、例えば、「個人」の「個」は括弧していませんけれども、これはまったく表現せずに、「人」としてというようなことであればありえることと考えてよろしいと思います。それとも「基本的人権」という</p>

	<p>言葉をはっきり表に出した方が分かりやすいということですかね。</p>
部会長	<p>分かりやすいのは「基本的人権の尊重」が分かりやすいと思いますけれど、さらっと流すのであれば「人」としてということになるのかなと思います。</p>
部会長	<p>「基本的人権」というと、今ここで入れるか入れないかの議論をしている根底にある1つの問題を、広げ過ぎてしまう恐れがあるのではないかなという気がするのですが。だから「人権が尊重される」くらいのことで、さらっと流しておいた方がよいのではないかなという気がするのですが。</p>
部会長	<p>「基本的人権」というと、生存権から何から挙げたらきりがいいみたいなもので、色々ありますからね。</p> <p>今、お二人の意見を取り入れて、第5条の中で「基本的人権」という言葉を使えば、少し問題の広がりが大きくなる。分かりやすいのだけれども、問題の広がりが大きくなるというふうなご意見もありましたので、「人として」とか、「人間として」とかいうふうな形での表現に整えると、そういうことで整理してもらったらどうでしょうか。よいですか、それで。</p>
両部会長	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、そういう形での再整理をして提案して下さい。次に行きます。</p>
事務局	<p>「3. 委員からの提案事項」ということで、「資料4」をご覧ください。これにつきましては、事前に委員さんと協議をさせていただいておりますが、まず1番目の「条例の目指す方向」についてですが、この自治基本条例の進んでいく方向、総合型条例という視点で見た時に、どういうふうに各委員さんがお考えになっているかということについて意見交換の場をもつていただいて、方向性の確認をしていきたいということでした。</p> <p>2番目の「前文」につきましては、これも再度全体会で時間を取って議論をしていただければということでした。</p> <p>3番目の「都市内分権」につきましても、条文を変更しようということまで考えている訳ではなくて、全体会で皆さんの意見をお聞きして議論をしたいということでしたので、いずれにつきましても、再度全体会で時間を取って委員さんと意見交換を行っていただければ、というようなことでしたので、この「資料4」のこの提案につきましては、次回以降の全体会で議題としてしっかり時間をかけて協議を行っていただければ、というふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
部会長	<p>ということですので、これは別に議論する必要はないと思いますが、よいですか、何かありますか。</p> <p>ただし、私が気になるのが、また元に戻るような話じゃないかなと思うので、どの辺までどう議論するのか。</p>

事務局	<p>委員さんは、そこまで条例を変えるとかということまで考えておられない。ただし、きっちり総合型条例にしてもこういった議論ですとか、前文についての時間を取っていただきたいということで、これまでもかなりやってきたとは思っているのですけれども。</p>
部会長	<p>意見が出ればよいけれどね。</p>
事務局	<p>私が担当と一緒に行って、ここに書かれているこの条例の必要性、この条例はどういう意味なのか、今後こういう条例が必要かどうかという具体的な話を委員さんでされても、なかなか噛み合いませんよという話の中で、ご本人は総合型の条例というふうな言い方をしております。</p> <p>確かに、自治基本条例というのはそういう性格を有しているということで、大分市が今作ろうとしているこの大分市まちづくり自治基本条例のあるべき姿というか、そういうものを皆さんで1回議論する場をもってもらえばという。だから、詳細に亘るような意見交換をしますと多分噛み合いませんというか、なかなか話が前にずりませんよという話をさせていただきまして、それはもう十分に分かっているということでございます。</p> <p>ですから、ここに書いている前文も、先ほどの前文の中に吸収されると思いますし、方向性という形でご議論いただくということになれば、当然「都市内分権」についても、条文そのものについてどうこう言う訳ではなくて、大分市が今後どのような「都市内分権」を目指していくのか、委員さん方のご意見をいただきながら、ご自分の意見も触れさせてもらってという。そして、あるイメージを持っていきたいというふうな、そういうお考えのようにありますので、それほど込み入った話にはならないのではないかなというふうに思っております。</p>
部会長	<p>では、結論的にはそういう場面も全体会で作って差し支えないということでよいですか。</p>
部会長	<p>この条例というのは、現在の状態を記述するのが普通な訳ですね。未来について、こうこう今決めるといものではないはずなのですね。だけど、決める時には、勿論未来はどういう方向でという議論をしながら、現在を規定していくことになるのではないかと思うのですけれど。</p> <p>そういう意味で、今後「まちづくり」なり大分市の「自治」なりが、こういう方向にいったらよいね、という議論は大いに委員の中でした方がよいと思いますけれど、条文に書く時は「未来はこうなるよ」ということでは多分ないと思うのですが、どうなのですかね。</p>
事務局	<p>私も部会長さんが言われる通りだと思っております。将来的には、ここに書かれているような、こういう条例の必要性について議論をしてこのまちづくり自治基本条例の中に盛り込むかどうか、というふうなそういう議論が必要になってきますよと、こんな条例を皆さんご存知ですか、というふうな話の中でそういう方向性を確認するというぐらいの意味に持っていきたいのではないかと</p>

	な、というふうには捉えましたけれど。
部会長	はい。では、そういう場面を全体会の中に織り込むというふうなことでご了承いただきたいと思います。よろしいですか。
両部会長	はい。
部会長	では、次に行きます。
事務局	はい、「4. 条例の名称について」です。これは資料を用意させていただいておりませんが、市民意見交換会などでも名称について長いとか、別の案が示されて、その都度検討してまいりますということでしたので、おそらく最後の段階になろうかと思えますけれども、条例の名称を決めていただくことが必要ですということで挙げさせていただいております。
部会長	今の仮称の名称をベースにするということですか。
事務局	はい。当初「まちづくり」という言葉がなかったのですけれども、委員さんのご提案で「まちづくり」という言葉が入りましたので、今、仮称となっておりますけれども、この名称を基本にご議論いただくということで、お願いできればと思っております。
部会長	「まちづくり」というのは、最初あまり視野の中には入っていなかったのですよね。この前の委員会あたりで、「まちづくり」が一枚看板みたいに変わってきたような気がしているのですけれど。
事務局	先ほど見ていただいた「目的」、「基本原則」のところにも「まちづくり」という言葉が入ってまいりましたので、名称に「まちづくり」という言葉が入っても違和感がないのではないかな、というふうな感じはしております。
部会長	逆に、この条例そのものの性格付け見ていった場合、「まちづくり」でも「自治」でもよいというのか、どちらの方がより適しているねというのか、やはり最高の条例だから少しいこうい威厳のあるものがよいとか、色々そういう議論は今まであったのですか。
事務局	各部会に分かれて、市民意見交換会の意見をどうするかという話の時も、今後検討していきましようというようなことで、各部会そういうことだったと思いますので、今まで突っ込んだ議論はしていないと思います。
部会長	部会長、今の仮称をベースにということですが。
部会長	何時かは決めなければいけないでしょうから、最初は「自治」かなと思いましたが、「まちづくり」と言われる方もいらっしゃるって、そういう時に1と

	<p>関連していると思うのですが、「まちづくり」ということをどういうふうに共通理解をもって、「まちづくり」の中の何をこの条例で決めているのか、ということが名前を示すことになるのかなというふうには思うのですが、今のところ言えるのはそれくらいかなと。</p>
部会長	<p>では、そういうふうなことで事務局の考えを出して、最終的に今度の全体会で決まるか、それとももっと先に引き伸ばしになるか分からないけれど、議論の材料を提供するというふうなことで、これは副委員長から元々発言があった訳ですね。</p> <p>では、そういうことで、名称問題を全体で検討するという出してください。よろしいですか。</p>
両部会長	はい。
部会長	では、この件は終わります。次、5番目の広報について。
事務局	<p>はい、「市民への広報」ということで「資料5」をご覧ください。市民意見交換会後の検討委員会で各委員さんからいただいた意見を、そこにいくつか記載をさせていただいております。「シンポジウム、タウンミーティングなどを考えてほしい」ですとか、「市民の意見と委員の意見が噛み合っていなかった」ですとか、「Q & Aの議論が委員会でなされないまま市民意見交換会があった」ですとか、「多くの市民に参加してほしい」とか、そういったことでご意見をいただいております。</p> <p>それで、対応策という形で5つほど書かせていただいております。まず1として、「市報での広報」ということで、これはできる限り検討状況ですとか条例素案の内容を市報に掲載をさせていただきたいと考えております。</p> <p>2としまして、「市民意見交換会の準備」ということで、検討委員会での協議が整った後にじっくり準備をして、市民意見交換会をまた再度開催していきたいと考えております。</p> <p>対応策3としまして、2回目の市民意見交換会としまして、前回13会場で開催しましたが2回目ということで、本庁、鶴崎、植田という3箇所ですべて全委員さんに出席いただいて、市民意見交換会を開催させていただければと思っています。</p> <p>対応策4としまして、パブリックコメントの2回目。同じ時期にパブリックコメントの2回目を実施させていただければと思っています。</p> <p>シンポジウムということで、これは条例制定後に周知を含めて開催させていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
部会長	広報のあり方について、対応の1から5までというふうなことですが、ご意見はどうでしょうか。
部会長	広報は非常に大事だから、考えられるあらゆることを検討して進めていってほしい訳ですけど、年齢構成からいってどうでしょうか。今20代、30代

	<p>の人たちの意見というのはどの程度盛り上がってきているのでしょうか。</p>
事務局	<p>若い方はホームページとか、いわゆるインターネットで載せてはおりますけれど、どこまで見ていただいているのかどうかっていうのは、はっきりこちらも掴みきれていないという状況です。</p>
部会長	<p>結局、今、高齢化社会で私みたいなのが段々増えてきて、どうでもいいやという感じになってくると困る訳で、若い都市を作っていく訳ですから、若いパワーがまずコアの部分にないと少し困るのですよね。</p>
事務局	<p>インターネットを見る率ということになれば当然若いの方が見るのですが、逆に市報を見る率というのは年齢が上がった方が見るということです。市報の紙面とかいうのも、どちらかというとな配者の方がよく見ているという、そういう状況だと思います。</p> <p>ですから、全てにまたがって言えるのですけれど、若い人が行政等にいかに関心をもってもらうかというのが一つのポイントになってきます。とは言うものの選挙とかの結果を見ても、若い人の投票率がなかなか上がらないというそういう状況で、全てにまたがってこの課題というのがあるのかなというふうに思っております。自治基本条例に対する関心も、やはり同じような傾向があるのかなというふうには思っておりますが、詳細なデータというのとは分かりません。</p>
部会長	<p>条例というと、若い人はカビ臭い印象を持つのではないかなと思うのですけれど、それよりももう少し若い人が関心を持ちそうなテーマでシンポジウムでもない、みんなが意見を言い合うようなフリートーキングの会みたいなものを面白いテーマでやって、またこの次も別のテーマでやってくれないか、という感じになるような取組みができるとういと思うのですけれどね。</p>
事務局	<p>今言われた若い人が集まってフリートーキングをする、というその位置付けをどういうものにするかですよね。ですから、またそこからスタートするのか、そうではなくて、そういう場を持ったとしても今のまちづくり自治基本条例に関する内容をどういう形で議論していただくのか。</p> <p>そうすると、ずっと未来永劫そういう議論をしていただくということであれば、そういう手法というのはかなり有効に作用してくると思うのですが、その考え方をどう持つかということだと思っておりますけれども、1回か2回しても数名とか、精一杯数十名ぐらいの若者しか集まらないという、これで若者に浸透することができるのかとなると、なかなかこれもクエスチョンだなというふうに思いますし、なかなか悩ましいところだと思います。</p>
部会長	<p>子ども自治基本条例、子ども向けにホームページで説明しているものがあったのですけれども、できるかどうか分からないけれど、こんなこと考えてみたら面白いかなと思ったのが、小中学校の子どもに自治基本条例というのはどういうもので、今こういうことで必要ですよというような機会を作ると、親がそ</p>

	<p>れに感心を持つのではないかと。</p> <p>要するに、子どもがいるぐらいの親ですから、20代は分かりませんが、30代とか、その年齢の人達が学校でこんなことやっているのだなと。そんなことがひょっとしたらあるのかなと、ふと今思ったのですが。ただ、それを実際にやるのは教育委員会との間で調整もあったりして、大変なのかもしれませんが。</p> <p>一つは、若い人を直接狙うというのは、なかなかどういうふうを狙ってもよいか分からないというところがあるので、小学生とか中学生、小学生の高学年、低学年だと少し無理だと思いますけれど、小学生の高学年くらいをターゲットとした自治基本条例に対する広報活動をやれば、親がついてこないのかというふうにも思うのですが、どうでしょうか。</p>
部会長	<p>中身からして、少し小学校段階では。</p>
部会長	<p>小学校では難しいですかね。</p>
部会長	<p>自治基本条例について議論をする場ってというのは少し難しい。あんまり集客効果がないと思うのですが。もう少し別なテーマで、しょっちゅうやっているような分になると、大分変わってくるのではないかという気はしますが、一辺には無理だろうと思います。</p> <p>ただ、自転車の似合うまちってどなたか提案されたじゃないですか。実際に自転車の似合うまちを考えてみたところが道路事情も変えなければダメだとか、自転車が走るルールは一体どうするのかとか、そういう危険を回避するようないしつけをちゃんとやるのをどういう仕方で行うのかとか、色々な問題が出てくる訳ですね、日常生活に絡んだ。そういうので、皆で意見を言って、賛成と反対に分かれてボール投げあうような、そういう集まりをやってみたりとか、そういうのがいつも大分市はどこかでやっているような感じになるといいかなと思うのですよね。</p>
事務局	<p>ワークショップ形式みたいな形で、例えば今言われるように、この道に自転車を通らせるためにこういうのがあってとかいう、それは確かに馴染むという言い方は少し失礼かもしれませんがあるかと思うのですが、自治基本条例ということになると、題材とするとなかなか馴染みにくいというか難しいかなと思います。</p>
部会長	<p>自治基本条例を主題にするのではなくて、自転車の似合うまちというのを主題にして、その中で自治というのは一体どういうことなのか、というのは必ずどこかで引っかかりが出てくると思うのですよ。それで、今誰に聞いても、「自治」と言っても、まともな定義をちゃんとと言える人は少ないのではないかと思うのですよね。ここのタイトルでも、「まちづくり」なのか「自治」なのかで、「自治」って一体何なのかと誰か質問していましたよね、市民意見交換会で。そうすると、やはり説明するとなると大変な訳ですよ、「自治」を説明すると。だから、ソフトな話題で繰り返し発言するチャンスを作っていく、ということ</p>

<p>部会長</p>	<p>はよいのではないかという気がするのですね。</p> <p>さっき事務局の悩み節が出たけれども、悩み節ではなくて、一つ前に進むためにどうしたらよいのか、という具体的というか積極的な意味を含めた提案があった訳ですから、検討材料として次の段階に挙げるとか挙げないとかは別にして、検討材料として、事務局としてそういうことについての議論を深めるといこととしておいていただきたい。よいですかね、そういうことで。そのくらいのことではないと課題が重すぎるでしょう。では、そういうことでよろしいですか。</p>
<p>両部会長</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、では次に行きましょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>タイトル「議会の基本的役割等」に「責務」を加えるということで、条例のこの素案ですけれど、「市民の責務」、「市長の責務」、「職員の責務」ということで、それぞれ「責務」が付いているのですが、「議会」のところにつきましては、「議会の基本的役割等」ということで、「責務」という言葉がないということですので。これにつきましては、議会から出ていただいている委員さんの方から「議会で預らせていただきたい」という発言をいただいておりますので、これが残ったままになっているということです。これにつきましては、議会から出られている委員さんの方に、この「責務」についてのご検討をお願いしたいということで、投げかけをさせていただければというふうに考えております。</p> <p>ちなみに、参考資料として「資料6」の最後のページですけれど、5ページの所で第22条、今黄色でラッシュオンを塗っていますが、議会の基本条例には議員さん、議会の「責務」ということが謳われている条例になっているところでございます。以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>これは議会の対応と、そんなことですね。よいですか。何かご意見ございますか、よいですか。</p>
<p>両部会長</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。そういうことでこの件はそうした提案をするということです。最後です、その他。</p>
<p>事務局</p>	<p>「その他」として2点挙げさせていただいております。まずスケジュールですけれど、当初の設定の期間からかなり延びておりますが、事務局として遅くとも今年度末まで、平成24年の3月までには自治基本条例を議会の方に上程をして、そしてそこで議決をいただきたいというふうに考えております。それが1点目でございます。</p> <p>そして、2点目の逐条解説につきましては、事務局の方で作業を粛々と進めて行くということで、そういうふうに認識をしているところでございます。以</p>

	上です。
部会長	スケジュールは当初のスケジュールと変わったのですか、どうなのですか。
事務局	昨年の途中で、昨年度でというスケジュールを1度示させていただいたことがあったかと思うのですが、それが23年度に入ってきました。ここで、こういった論点整理をいただいて、全体会というものも恐らく2、3回はという形になるでしょうし、そしてまた市民意見交換会をして、同時にパブコメをして、また、いただいた意見をそこで確認するという流れを見ますと、どう見てもあと半年は最低でもかかるのではないかと考えています。遅くとも3月議会までにはということで、そういうふうに見ている所でございます。
部会長	何かスケジュールに関してご意見ございませんか、もう何年になりますか。
事務局	4年ですかね。
部会長	もうそろそろよいでしょうね。 それでは、今日予定しておりました論点整理で、おおよその議論が終了いたしました。最後に何か言い残したことございませんか。
事務局	部会長よろしいですか、次回の全体会につきましては5月中の開催ということで日程の調整をさせていただいておりますけれども、大変申し訳ないのですが、6月8日の水曜日午前10時からコンパルホール3階の多目的ホールということで、予定をさせていただいております。 そして、また本日協議をいただいた事項につきましては、早急に部会長さんにご説明させていただきたいというふうに考えています。また他の委員さんにつきましては、全体会の開催までに全体会の資料をお配りするように段取りをさせていただければ、というふうに考えているところでございます。事務局からは以上です。
部会長	はい。特段になれば大変長時間にわたって慎重なご審議いただきました。ありがとうございました。これをもって私の役目を終わらせていただきます。事務局ご苦労様でした。
事務局	それではお疲れ様でした。これで第3回部会代表者会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。